

# 特定非営利活動法人フェアスタートサポート

## 役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フェアスタートサポート（以下「この法人という。」）の定款第18条の規定に基づき、理事、監事（以下「役員」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員の総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て決定する。
- (2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。
- (4) 役員の報酬の支払いは、毎月25日とする。

### (報酬の支給)

第3条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。  
また、法令または規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

### (費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用（交通費、旅費等）については、請求のあった日から遅滞なく、その額を支払うものとする。また、前払いを要するものについては、請求により、前もって支払うことができる。

- (1) 常勤役員には、通勤に要する費用について、実費相当の額を通勤手当として支給する。

### (補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

### 附則

- 1 この規程は、令和6年9月1日から施行する。(令和6年8月27日理事会決議)